



一般電気事業託送供給約款料金算定規則
事業者設定基準届出書

北電工ネ第9号
平成25年8月6日

経済産業大臣 茂木敏充 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
取締役社長 川合克彦

別表に掲げる一般電気事業託送供給約款料金算定規則の規定により、
別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

(別 表)

一般電気事業託送供給約款料金算定規則	
第 7 条第 4 項	第 7 条第 2 項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 8 条第 2 項	第 8 条第 1 項第 2 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 8 条第 1 項第 4 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
	第 8 条第 1 項第 5 号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
第 1 0 条第 2 項	送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準
第 1 1 条第 2 項	第 1 1 条第 1 項に規定する値に代わるものとして設定した値
第 1 4 条第 2 項	託送収益（電源線に係る収益を除く。）および事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費、送電・高圧配電関連可変費または需要家費への配分基準
第 1 9 条第 3 項	送電・高圧配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
第 2 1 条第 2 項	変動範囲関連固定費としての固有固定費または変動範囲関連可変費としての固有可変費への配分基準
第 2 2 条第 2 項	託送収益（電源線に係る収益に限る。）の変動範囲関連固定費としての追加固定費および変動範囲関連可変費としての追加可変費への配分基準
第 2 9 条第 2 項	電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準
第 2 9 条第 3 項	季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準

第7条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第7条第4項関係]

1. 設定した基準

項 目		配 分 基 準	整理分類
修繕費		各部門業務用建物（社有・借用計）床面積比	活動帰属基準
賃借料	機械賃借料	直課された各部門人員数比	〃
	上記以外の賃借料	各部門業務用建物（借用）床面積比	〃
委託費		各部門業務用建物（社有・借用計）床面積比	配賦基準
固定資産税		各部門業務用建物（社有）床面積比	活動帰属基準
減価償却費		〃	〃
固定資産除却費		〃	〃
建設分担関連費振替額（貸方）		直課された各部門設備別建設費（帳簿原価）比	〃
株式交付費		各部門設備別建設費（帳簿価額）比	〃
株式交付費償却		〃	〃
社債発行費		〃	〃
社債発行費償却		〃	〃
電気事業報酬	特定固定資産	〃	配賦基準
	建設中の資産	〃	〃
	運転資本（営業資本）	各部門設備別建設費（帳簿原価）比	〃
	繰延償却資産	各部門設備別建設費（帳簿価額）比	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

一般管理費等の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第1第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第8条第1項第2号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第8条第2項関係]

1. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
役員給与	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
給料手当	〃	〃
給料手当振替額（貸方）	〃	〃
退職給与金	〃	〃
厚生費	〃	〃
雑給	〃	〃
消耗品費	〃	〃
損害保険料	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
普及開発関係費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
養成費	〃	〃
研究費	〃	〃
諸費	〃	〃
固定資産税	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
雑税	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
減価償却費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	活動帰属基準
固定資産除却費	〃	〃
共有設備費等分担額	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿原価）比	配 賦 基 準
共有設備費等分担額（貸方）	〃	〃
建設分担関連費振替額（貸方）	〃	活動帰属基準
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	〃	配 賦 基 準
開発費	受電用変電および配電用変電の建設費（帳簿価額）比	〃
開発費償却	〃	〃
株式交付費	〃	活動帰属基準
株式交付費償却	〃	〃
社債発行費	〃	〃
社債発行費償却	〃	〃
法人税等	〃	配 賦 基 準
電気事業報酬	〃	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

変電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第1第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

第8条第1項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第8条第2項関係]

1. 設定した基準

第8条第1項第3号の規定により需要家費以外の配電費の部門に整理された第1次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、低圧配電設備の建設費（帳簿原価）および高圧配電設備の建設費（帳簿原価）の比率により、低圧配電費および高圧配電費に配分することとする。

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

需要家費以外の配電費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、第8条第1項第4号に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられる上記基準を設定した。

第8条第1項第5号に規定する基準に代わるものとして設定した基準
[第8条第2項関係]

1. 設定した基準

項 目	配 分 基 準	整理分類
修繕費	業務用建物（社有・借用計）床面積比	活動帰属基準
賃借料	業務用建物（借用）床面積比	〃
委託費	業務用建物（社有・借用計）床面積比	配 賦 基 準
固定資産税	業務用建物（社有）床面積比	活動帰属基準
減価償却費	〃	〃
固定資産除却費	〃	〃

2. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

販売費の配分にあたり、適切な整理を行うための配分基準として、別表第1第2表に定める基準に比べ、基礎原価等項目の発生についてより関連がみられるものについて上記基準を設定した。

送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準
 [第10条第2項関係]

	配分基準
給料手当	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）	〃
雑給	〃
消耗品費	水力発電費のうちのアンシラリーサービス費および火力発電費のうちのアンシラリーサービス費は送電・高圧配電関連固定費に配分する。総送電費、受電用変電サービス費、配電用変電サービス費、高圧配電費およびネットワーク給電費については、均等比率（1：1）で送電・高圧配電関連固定費と送電・高圧配電関連可変費に配分する。
修繕費	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
事業者間精算費	送電・高圧配電関連可変費に配分する。
委託費	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
養成費	〃
諸費	〃
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用を除く。）	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
他社購入送電費 （電源線に係る費用を除く。）	〃
建設分担関連費振替額（貸方）	送電・高圧配電関連固定費に配分する。

送電・高圧配電関連固定費または送電・高圧配電関連可変費への配分基準
[第10条第2項関係]

	配 分 基 準
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方)	送電・高圧配電関連固定費に配分する。
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は送電・高圧配電関連可変費に、それ以外は送電・高圧配電関連固定費に配分する。
他社販売送電料 (電源線に係る収益を除く。)	〃

第11条第1項に規定する値に代わるものとして設定した値
 [第11条第2項関係]

1. 設定した値

	内 容
最大電力	第11条第1項第1号に掲げる最大電力のうち、特別高圧需要については昼間時間（8時から22時）に発生した値とし、夜間時間（昼間時間以外の時間）に発生した最大電力は考慮しないものとする。
口 数	<p>第12条第2項に掲げる需要家費のうち、需要家設備に係る費用の配分については、第11条第6項第1号に定める割合を同条第1項第6号の値によらず、設備の差異、費用の発生の原因等を反映した値により算定するものとする。</p> <p>具体的には、配電設備のうち、架空電線路・地中電線路・電流制限器・計器に係る費用および屋内配線の調査・測定委託に係る費用については、各設備に対応する電圧区分に応じて整理するものとする。</p>

2. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

	理 由
最大電力	特別高圧需要における最大電力は、昼間時間からの負荷移行の結果、夜間時間に発生しているものの、最重負荷日における総需要の最大電力は昼間時間に発生しており、特別高圧需要における夜間時間に発生した最大電力は考慮しない方が適切な配分になると考えられるため上記値によることとした。
口 数	需要家費用の三需要種別への配分にあたり、設備の差異、費用の発生の原因等を反映するため上記値によることとした。

託送収益（電源線に係る収益を除く。）および事業者間精算収益の送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費または需要家費への配分基準

[第14条第2項関係]

託送収益（電源線に係る収益を除く。）および事業者間精算収益を，以下の配分基準により，送電・高圧配電関連固定費，送電・高圧配電関連可変費および需要家費に配分することとする。

1. 託送収益（電源線に係る収益を除く。）

	配分基準
送電・高圧配電関連固定費	第9条の規定により整理された需要家費，第10条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第10条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費の占める割合
送電・高圧配電関連可変費	第9条の規定により整理された需要家費，第10条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第10条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連可変費の占める割合
需 要 家 費	第9条の規定により整理された需要家費，第10条第1項の規定により整理された送電・高圧配電関連固定費および送電・高圧配電関連可変費の合計額のうち，第9条の規定により整理された需要家費の占める割合

2. 事業者間精算収益

事 業 者 間 精 算 収 益	送電・高圧配電関連可変費に配分する。
-----------------	--------------------

送電・高圧配電関連設備の利用形態により同一の条件となるよう設定した基準
[第19条第3項関係]

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第19条に定められた基準託送供給料金は、以下のとおり定めることとする。

1. 料金の種類

(1) 接続送電サービス料金および予備送電サービス料金

送電・高圧配電関連設備の利用形態に応じた原価の差異を考慮して、接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を設定する。

また、接続送電サービス料金については、送電・高圧配電関連設備の利用状況を踏まえ、標準接続送電サービスのほか、これに代えて選択できる次のサービスを設定する。

[時間帯別接続送電サービス]

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、昼間時間と夜間時間の送電・高圧配電関連設備の利用状況の差を勘案し、昼間と夜間の時間帯別に電力量料金率を定めるものとする。

(2) 夜間時間に最大需要電力が発生する場合の割引措置

電力系統全体のピークが昼間に発生していることから、需要者の負荷移行の結果、1年を通じての最大需要電力が夜間時間に発生する場合には、昼間時間と夜間時間の固定費負担の差を勘案し、昼間時間の最大需要電力を上回る部分に応じて算定した割引額を、基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

2. 料金率

基準託送供給の料金率は、需要の規模に応じる基本料金と供給した電気の量に応じる電力量料金とを組み合わせた二部料金制により設定する。

3. 供給区域内の電気の潮流状況を改善する場合の割引額

受電地点が上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局および根室振興局の所管区域にある場合は、その潮流改善効果を評価し、当社が受電した接続供給に係る電力量に基づき算定した割引額を、接続送電サービス料金の基本料金および電力量料金の合計から差し引くものとする。

変動範囲関連固定費としての固有固定費または変動範囲関連可変費としての固有可変費への配分基準

[第21条第2項関係]

	配分基準
給料手当（環境対策費を除く。）	変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	〃
雑給（環境対策費を除く。）	〃
消耗品費（環境対策費を除く。）	水力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。火力発電費のうちの総非アンシラリーサービス費は、アンシラリーサービス費および環境対策費を加えたうえで、固定費と可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。総原子力発電費、総新エネルギー等発電費、および非ネットワーク給電費は、変動範囲関連固定費としての固有固定費と変動範囲関連可変費としての固有可変費の割合が均等比率（1：1）となるように配分する。
修繕費（環境対策費を除く。）	変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
託送料	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は変動範囲関連可変費としての固有可変費に、それ以外は変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
委託費（環境対策費を除く。）	変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
養成費（環境対策費を除く。）	〃
諸費（環境対策費を除く。）	〃
地帯間購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用を除く。）	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は変動範囲関連可変費としての固有可変費に、それ以外は変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
地帯間購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	〃
他社購入電源費 （過去の使用済燃料に係る費用および再エネ特措法交付金相当額を除く。）	〃
他社購入送電費 （電源線に係る費用に限る。）	〃

変動範囲関連固定費としての固有固定費または変動範囲関連可変費としての固有可変費への配分基準

[第21条第2項関係]

	配 分 基 準
建設分担関連費振替額（貸方） （環境対策費を除く。）	変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 （貸方）（環境対策費を除く。）	〃
地帯間販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	契約実態に即して、電力量の多寡に応じて変動する料金は変動範囲関連可変費としての固有可変費に、それ以外は変動範囲関連固定費としての固有固定費に配分する。
地帯間販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	〃
他社販売電源料 （過去の使用済燃料に係る収益を除く。）	〃
他社販売送電料 （電源線に係る収益に限る。）	〃

託送収益（電源線に係る収益に限る。）の変動範囲関連固定費としての追加固定費および変動範囲関連可変費としての追加可変費への配分基準

[第22条第2項関係]

託送収益（電源線に係る収益に限る。）を，以下の配分基準により，変動範囲関連固定費としての追加固定費および変動範囲関連可変費としての追加可変費に配分することとする。

	配分基準
変動範囲関連固定費としての追加固定費	第21条の規定により整理された変動範囲関連固定費および変動範囲関連可変費の合計額のうち，第21条の規定により整理された変動範囲関連固定費の占める割合
変動範囲関連可変費としての追加可変費	第21条の規定により整理された変動範囲関連固定費および変動範囲関連可変費の合計額のうち，第21条の規定により整理された変動範囲関連可変費の占める割合

電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準
[第 2 9 条第 2 項関係]

1. 設定した基準

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第 2 9 条の変動範囲内発電料金は変動範囲内電力料金および特別変動範囲内電力料金として、電気の使用形態の差異を勘案し、次に定めるところにより、燃料費の変動分を調整することとする。

- (1) 調整の対象となる燃料は石油および石炭とし、それぞれの燃料の価格は、調整を行う月の 5 月前から 3 月前までの期間における燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値を用いることとする。
- (2) 料金の調整は、調整を行う月の 5 月前から 3 月前までの期間における各燃料価格の平均値（以下「平均燃料価格」という。）の託送供給約款設定の際の平均燃料価格（以下「基準平均燃料価格」という。）からの変動分に応じて、各月ごとに行うものとする。
- (3) 具体的には、平均燃料価格の変動分に対応して調整すべき 1 キロワット時当たりの単価（以下「燃料費調整単価」という。）を算出し、これにもとづき、当該料金を調整することとする。
- (4) 託送供給約款には、各燃料ごとの貿易統計価格にもとづく平均燃料価格の算出方式および燃料費調整単価の算出方式を明記する。

2. 電気の使用形態の差異を勘案して設定した基準により算定することが適当である理由
- 燃料価格の動向を反映することによって、より適確な託送供給約款料金の算定を可能とした。

季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した基準
[第 2 9 条第 3 項関係]

一般電気事業託送供給約款料金算定規則第 2 9 条の変動範囲外発電料金は、変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）として、季節別および時間帯ごとの使用実態を勘案して設定した以下の基準により設定する。

1. 変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）

変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）の料金率は、その供給形態を反映した発電設備の種類および運転形態をもとに、電力系統全体における昼間と夜間の電力使用の実態を反映して設定する。

2. 燃料費調整制度

変動範囲超過電力料金（ただし、特別変動範囲内電力料金を除く。）については、次に定めるところにより、燃料費の変動分を調整することとする。

- (1) 調整の対象となる燃料は石油および石炭とし、それぞれの燃料の価格は、調整を行う月の 5 月前から 3 月前までの期間における燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値を用いることとする。
- (2) 料金の調整は、調整を行う月の 5 月前から 3 月前までの期間における各燃料価格の平均値（以下「平均燃料価格」という。）の託送供給約款設定の際の平均燃料価格（以下「基準平均燃料価格」という。）からの変動分に応じて、各月ごとに行うものとする。
- (3) 具体的には、平均燃料価格の変動分に対応して調整すべき 1 キロワット時当たりの単価（以下「燃料費調整単価」という。）を算出し、これにもとづき、当該料金を調整することとする。
- (4) 託送供給約款には、各燃料ごとの貿易統計価格にもとづく平均燃料価格の算出方式および燃料費調整単価の算出方式を明記する。